

(返金・減額規定)

1. 候補者が入社後下記期間内に退職した場合または候補者が解雇されるに至った場合、甲が乙に対し退職日または解雇日から 10 営業日以内に退職の事実およびその理由を書面で提出していることを条件に、乙は以下の金額を甲に返還するものとする。なお、乙が本条に基づき返還する金額は、第 6 条に定める消費税を含めて算定するものとする。

①入社日から 1 か月以内に退職し、または解雇された場合	紹介手数料の 80%
②入社日から 3 ヶ月以内に退職し、または解雇された場合	紹介手数料の 50%
③入社日から 6 ヶ月以内に退職し、または解雇された場合	紹介手数料の 10%